

一般社団法人アセアン進出支援協会 アセアン進出支援研究所 会則

(目的)

第1条

本会則は、一般社団法人アセアン進出支援協会（以下「当法人」という。）が主催する「アセアン進出支援研究所」の会員（以下「会員」という。）の入退会及び権利義務等について必要な事項を定めるものである。

(会員の資格)

第2条

当法人の指定する手続きに基づき、当法人が主催する研究所へ入会を申し込み、当法人が承認した者を会員とする。

(入会申込みと承認・不承認)

第3条

会員となろうとする者は、当法人の指定する方法により入会申込みを行わなければならない。

2 当法人は、入会希望者が以下のいずれかの項目に該当する場合、入会申込みを承認しないことがある。

- (1) 当法人の趣旨に賛同していないとき。
- (2) 過去に当法人の除名処分を受けたことがあるとき。
- (3) 入会申込みの登録事項に、虚偽記載があると認められたとき。
- (4) 本会則第4条に基づく反社会的勢力等に該当するとき。
- (5) その他受付時に不適切と判断したとき。

3 入会申し込みをした者の会員としての資格は、当法人が第2条に基づく通知を行った時点から生じるものとする。

4 当法人は、入会申込みを不承認とした場合、入会申込みを行った者に対して一切責任を負わないものとし、かつ、入会申込みが不承認とされた理由を説明又は開示する義務を負わないものとする。

(反社会的勢力等の排除)

第4条

当法人が主催する研究所に入会を希望する者が以下に該当している場合、又は、該当するに至ったと判断した場合の入会は認めない。また、既に会員であったときは、会員の資格は直ちに剥奪されることとする。

- (1) 反社会的勢力、又はこれに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）であること。
- (2) 資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力等の維持、運営に協力若しくは関与していること。

(3) 意図して反社会的勢力等と交流を持っていること。

2 前項の規定により会員が会員資格を喪失した場合、既納の会費は返還されないものとする。

(入会金及び年会費)

第5条

会員は、本会の運営及び活動の実施に要する経費を負担するため、以下の会費を負担しなければならない。

(1) 入会金(初年度年会費含む) 5,000円(税別)

(2) 次年度より年会費 5,000円(税別)

(納入方法)

第6条

会員は、当法人が指定する方法により年会費を納入する。なお、振込等の手数料が発生する場合は会員の負担とする。

2 一度納められた会費等については、如何なる理由をもっても返還しない。

(会員資格の有効期間)

第7条

会員の資格及び年会費の有効期間は、当法人が会員に対して入会申込みを承認する旨の通知をした日から、1年後の月末日までとする。

2 2年目以降、当協会が主催する研究所の会員資格の継続を希望する者は、有効期間満了日の1ヶ月前までに、当法人に対し書面又は電子メールによりその意思表示を行うものとする。なお、会員資格の継続が認められた者は、更に本会則に基づく会員資格の有効期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

3 会員が当法人の指定した日までに会費、その他定められた負担を履行しない場合には当年度の入会日に遡って会員資格を失うものとする。

(会員の義務)

第8条

会員は、法令、本会則その他の規程、並びに当法人の決議に従う義務を負う。

(任意退会の手続き)

第9条

会員は、1ヶ月前までに当法人に書面又は電子メールによって届け出ることにより、任意に退会することができる。この場合は、会員名簿の登録を抹消する。但し、会費は返還されないものとする。

(禁止事項)

第10条

会員は、以下の行為を行ってはならないものとする。

- (1) 当法人の承認のない当法人名での活動又はその準備を目的とする行為。
- (2) 当法人の運営を妨げる行為又はそのおそれのある行為。
- (3) 当法人の信用を毀損する行為又はそのおそれのある行為。
- (4) 当法人に対して虚偽の申告、届出を行う行為。
- (5) その他、当法人が不相当と判断する行為。

第11条

当法人は、会員が第10条に違反する行為を行った場合は会員資格を停止し、または除名することができる。

(通知及び連絡先)

第12条

会員は、入会申込み時に当法人が指定する入会申込書等に必要事項を記載し、当法人に登録するものとする。また連絡先情報に変更があった場合には、速やかに当法人の事務局に対して書面、ファクシミリあるいは電子メールによって通知するものとする。ただし、当該の通知を会員が怠ったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を一切負わないものとする。

2 本会則に基づく、当法人から会員に対する通知その他の連絡は、電子メール又は書面をもって行うものとする。この場合、当法人は、登録された会員の連絡先に通知することをもって通知が行われたものとみなす。

(個人情報の取り扱い)

第13条

当法人は、会員の個人情報を会員名簿により適切に管理するものとする。

2 会員は、当法人に登録した電子メールアドレスおよびその他の個人情報を以下の目的で利用し又は第三者に提供することに同意するものとする。

- (1) 当法人に関する情報提供及び関連するセミナー等の会員特典に関する案内及び依頼のため
- (2) 会員への、会費に関する確認のため
- (3) その他、当法人の運営に関わる事項

(免責及び損害賠償)

第14条

当法人又は会員が提供する資料、情報等は現状有姿で提供され、これらの内容、これらを利用することの結果について、当法人は、第三者の知的財産権の侵害の有無を含め、なんら保証しない。会員は、当法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、当法人は一切責任を負わない。

2 当法人が会員に対して損害賠償責任を負う場合、その原因の如何にかかわらず、当法人は、間接損害、特別損害、逸失利益並びに第三者からの請求及び軽過失に基づく損害について、予見の有無にかかわらず、責任を負わない。

3 会員間で紛争が生じた場合、当該会員間で解決するものとし、当法人は当該紛争の解決その他一切の責任を負わない。

4 当法人は、定款、本会則その他の規程の制定改廃により、当法人が会員に提供していた各種特典内容の追加、変更、中断又は終了によって生じた如何なる損害についても、一切責任を負わない。

5 本条に定める他、当法人が会員に対して何らかの責任を負う場合でも、その責任は当年度に納入された会費を上限とする。

6 会員が退会、除名等により会員資格を喪失した後も、本規定は継続して当該会員に対して効力を有する。

(本会則の改廃)

第15条

本会則の改廃は、当法人のWeb サイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該追加・変更された本規約に拘束されるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第16条

当法人の活動又は本会則に関して、会員に疑義が生じた場合には、当法人と双方が誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

2 当法人の活動または本会則に関して、会員と当法人の間で紛争、訴訟等が発生した場合、その準拠法は日本法とする。

3 会員と当法人の間に訴訟等が発生した場合、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

附則

1 本会則は、2017年2月1日から施行する。